

元教諭に対する評価に着目すると、仮に、校長や指導部が体罰事案を把握したとしても、今回の重大な結果を招くような体罰事案ではなければ、保護者の表面上の意向のみが着目され、その背景にある諸事情がしんしゃくされることなく、校長限りでの体罰事案の処理が繰り返されたであろうことは想像に難くない。このようなことは、本件高校のバスケットボール部のみに当てはまりうるものではなく、他の学校の部活動においても、当てはまりうるものである。

8 小括

本件高校における^B君の死を受けて、当外部監察チームが学校組織や教育委員会組織を検証した限りでも、前記の様々な問題点が浮かび上がった。

教育委員会においては、多角的かつ客観的な視点から、従前の学校組織や教育委員会組織のあり方を慎重に検証し、今回の痛ましい事件が二度と生じないように最善を尽くすことを切に望む。

第4 公益通報に関する問題点について

平成23年9月7日になされた本件高校バスケットボール部の体罰に関する公益通報（以下「本件公益通報」という。）に関し、3月報告書第7項記載の報告に加え、以下のとおり問題点を報告し、提言する。

1 本件公益通報の調査方法について

(1) 認定事実

^H元校長は、本件公益通報における「体格の良い男性教師」が^A元教諭であることがわかっていたが、^A元教諭及び他の体育科教員に対して、ここ最近の体罰の有無を確認し、この確認の際、現在、保護者との間でトラブルになるような事柄はないかを確認した。また、^H元校長は、指導部高等学校教育担当から、生徒からの聴き取りを行うことができないかを尋ねられたが、教員に対しては職員集会時に体罰防止を呼びかけ、生徒に対しては生徒集会時に、体罰があ

れば教員等に直接言ってくるように話しているが、これまで生徒から体罰が行われているとの申出がないと回答し、結局、生徒からの聴き取りを行わなかった。

(2) 問題点

本件公益通報については、管理職である^H元校長が、直接、調査担当者として、バスケットボール部顧問及び体育教員からの聴き取りを行った。しかし、管理職は、学校での体罰事案が明らかになれば、その立場上、自らの監督責任を問われるおそれのある立場にあり、管理職が厳正な調査を行えば行うほど、管理職自身の責任問題に発展するおそれがあるという関係にある。また、管理職が、同じ学校で働く教員を、仲間意識から庇うことも当然想定し得る。したがって、校長には厳正な調査を行うことを期待できない面もある。

現に、^H元校長は、体育教員に対し、体罰に関し、過去の体罰について質問せず「ここ最近体罰を行っていないか」と簡単に質問したのみであったこと、指導部高等学校教育担当の指摘にもかかわらず生徒からの聴き取りを行わなかったことからすれば、客観的にみれば、自らの監督責任を問われることをおそれて、調査について消極的な態度をとったとも疑われかねない。

また、過去における体罰の有無を確認せず、現在の保護者とのトラブルの有無を確認するという^H元校長の対応からは、同校長が保護者とのトラブルに発展していなければ過去における体罰を問題にしないという調査に対する消極的態度が感じられ、厳正な調査が行われたとは到底言い難い。

このように、調査を管理職である校長自身に委ねてしまったこと自体、調査方法として限界があったと言わざるをえない。

今後は、公益通報調査の方法について、校長を直接の調査担当者としその報告を指導部高等学校教育担当が受けるという画一的方法ではなく、事案に応じて、教員の懲戒や服務を担当する教務部の教職員人事担当や指導部高等学校教育担当が直接調査を担当することや、教職員人事担当や指導部、学校現場が共同して

調査を行う等、教職員人事担当、指導部、学校現場が協力体制の下、適切な調査を行う方法を検討する必要があると考えられる。

2 指導主事の校長に対する指導助言について

(1) 認定事実

本件公益通報においては、指導部に所属する学校籍教員である^I元指導主事（以下「^I元指導主事」という。）が、^H元校長との窓口を担当した。なお、^I元指導主事が所属する指導部高等学校教育担当は、全員が学校籍教員であった。

本件公益通報については、^H元校長からの申出により、結局、生徒からの聴き取りを行わず、指導部高等学校教育担当は、生徒からの聴き取りを行わないことを許容した。^I元指導主事は、生徒からの聴き取りを行った方がよいのではないかとの認識をもっていたため、^H元校長に対し、同じ電話で、何度か生徒からの聴き取りを行うことができないか尋ねたところ、これを拒絶する^H元校長との間で押し問答となり、結局、^H元校長が声を荒げてきたこともあって、同主事は「わかりました」と言って電話を切った旨述べている。また、同主事は、市立汎愛高校の^J校長（以下「^J校長」という。）にも、本件公益通報について電話で連絡を入れたが、^J校長は、市立汎愛高校では過去に体罰事案があったため教員に対する体罰防止を呼びかけていること、本件高校のバレーボール部の事件があっても教員に対し体罰防止を呼びかけていること等を理由に、生徒からの聴き取りをしていないと回答したが、同主事は、この電話の際、以前、^J校長と同じ職場で仕事を一緒にしたことがあり、そのひととなり信用していたこと等から同校長が適切に対処していると考え、それ以上は何も言わなかったと述べている。

(2) 問題点

既に述べたとおり、公益通報の調査の結果、その内容が事実であることが判

明すれば、当該教員の懲戒処分となり、ひいては、管理職が監督責任を問われる可能性がある。同じ教員同士であれば、後日、同じ学校現場で働くことも当然想定されることからすると、指導主事が、監督責任を問われる可能性のある管理職に遠慮し、厳正な調査を行うよう指導助言することに困難を伴うことが想定される。その結果、本来、管理職に対し客観的な立場から適切な指導助言を行うべき役割を担う指導主事が、管理職に対する指導助言の手を緩め、馴れ合いの調査となる可能性は否定できない。

現に、^I元指導主事が^H元校長とは顔見知りであったことも考えると、同主事が声を荒げた^H元校長との後日のトラブルを考え、厳しい指導助言を行うことができなかつた可能性がある。また、同主事は、^J元校長と以前一緒に働いた経験から同校長のひととなりを信用していたと述べているが、指導主事が、管理職に対する指導助言に際し、当該管理職の性格、特性等の先入観の下に指導助言を行うことになれば、適切な指導助言が行えなくなるおそれがある。

以上のとおり、本件公益通報については、指導部高等学校教育担当から学校に対して、適切な指導助言が行われたのか疑問が残る。

このため、今後は、前記1と同様に、適切な調査を行う方法を検討する必要があると考えられる。

3 公益通報調査の担当部署の割り振りについて

(1) 認定事実

本件公益通報当時、総務部は、証拠が明らかで教員の懲戒処分が見込まれる事案の場合は教職員人事担当に調査を依頼し、それ以外の生徒に関わる事案の場合は学校現場のことをよく知る指導部高等学校教育担当に調査を依頼するという、大まかな割り振りの考えに基づき公益通報調査を割り振っていた。本件公益通報が、指導部高等学校教育担当に割り振られたのもこのような慣例からである。

また、教職員人事担当の職員は、教職員人事担当が調査を行う場合でも、学校と連絡を取る際、指導部を窓口とすることが慣例となっていると述べている。

(2) 問題点

本件公益通報について、総務部は、単に、生徒に関わる事案であり学校現場のことをよく知っているという理由から、指導部高等学校教育担当に本件公益通報の調査を割り振った。本件公益通報については、その内容が事実であれば、教員の懲戒、服務に関わる事案といえるから、教職員人事担当が担当すべき事案であったとも考えられる。現在の運用では、本来、教職員人事担当が担当すべき公益通報調査が指導部高等学校教育担当に割り振られている可能性が否定できない。

また、教員の懲戒や服務を担当する教職員人事担当についても、学校と連絡を取る場合に指導部を窓口にする運用であったことがうかがわれるが、その運用については、明確な理由によるものではなく、慣例に基づくものにすぎない。

既に述べたとおり、指導部高等学校教育担当が学校現場に対し厳正な調査について指導できるかにつき疑問が払拭できないことからすれば、学校に関する公益通報の調査のうち、証拠が明らかで懲戒処分を行うことを前提とした事案以外の調査をとりあえず指導部に割り振るという仕組み自体その合理性に疑いがある。

また、証拠が明らかで懲戒処分を前提とした事案で、教職員人事担当が調査を行う場合でも、理由なく指導部を窓口とすることについても、前記の馴れ合いの可能性が否定できないことからすれば、その合理性に疑いがある。

今後は、単に、生徒に関する事案であり学校関係の調査であるからという理由で、公益通報調査を指導部に割り振るというこれまでの運用を改め、指導部に割り振る場合には教職員人事担当にも情報を共有することや、どの部署に割り振るのか微妙な判断が必要な場合には、各部署が協議して調査担当者を決定する等、事案に応じて柔軟な対応を行うことを検討する必要があると考えられる。

4 総務局監察部の問題点について

(1) 認定事実

ア 平成23年10月24日、教員からの聴き取り調査を行った結果、体罰の実態はない旨記載された公益通報処理報告書のデータを^I元指導主事から受け取った総務部の^K元係長（以下「^K元係長」という。）は、公正職務審査委員会事務局（以下、本項において「委員会事務局」といい、公正職務審査委員会を「委員会」という。）である総務局監察部（以下「監察部」という。）の^L係長（以下「^L係長」という。）に同報告書の内容について相談したところ、^L係長は、^K元係長に、本件公益通報について生徒からの聴き取りが必要であること、生徒からの聴き取りができないのであればその理由を公益通報処理報告書に追記するよう指摘した。

なお、同認定事実は、^K元係長の供述に基づくものである。^L係長は、当時、公益通報について数多くの案件を抱えていたため、本件公益通報の際のやりとりについて一切具体的な記憶がないと述べているものの、^K元係長の供述は自らの作成したメモに基づく具体性のあるものであること、^L係長が^K元係長の供述を否定するものではないことから、^K元係長の供述に基づく事実を認定事実とした。

イ ^K元係長は、^I元指導主事に監察部からの指摘を伝えたが、結局、^H^I元校長は生徒からの聴き取りを行わず、その旨^I元指導主事から報告を受けた^K元係長は生徒からの聴き取りについては生徒と教員の信頼関係を崩すことになり難しいのではないかと考えや体育系の部活動では1、2発は問題ないだろうとの考えのもと、生徒からの聴き取りを行わないことを許容した。そして、本件高校の調査結果について「生徒集会時等において、体罰やセクシュアル・ハラスメントを含めた人権問題について話しをしていますが、他の教職員及び生徒から体罰は行われているという情報はありません

でした」等記載した平成23年11月28日付公益通報処理報告書（以下「平成23年11月28日付報告書」という。）を作成し、監察部に提出し、報告を行った。

監察部は、^K元係長からの報告をもとに、審議資料（公益通報報告書、公益通報処理報告書、委員会事務局の考えを付した一覧表、公益通報処理報告書に添付されていた資料等）を作成し、委員会に提出した。監察部が作成した一覧表には、委員会事務局の考えとして、本件公益通報について、通報対象ではあるが、内容的に勧告の必要がないとの意見が付されたうえ、「調査の範囲では、証拠収集の限界もあり、違法又は不適正な事実は確認できない」との審議結果の理由（最終的には、委員会が作成するものである）の案文が付されていた。

ウ ^L係長は、^K元係長に、本件公益通報について生徒からの聴き取りが必要であること、生徒からの聴き取りができないのであればその理由を追記するよう指摘したものの、結局、監察部は、生徒からの聴き取りが行われな
いままこれを看過し、また、生徒からの聴き取りができない明確な理由が明らかにされないまま、委員会に審議資料を提出した。

この点、当外部監察チームは、^L係長の指摘が、いかなる理由によって実施されず、調査が打ち切られたのかにつき調査を行った。しかし、監察部においては、主に3名の職員が、総務部との協議、審議資料の作成、委員会に対する報告を担当しており、これらの業務をどの職員が行ったかを記載した資料を作成する仕組みではなく、どの職員が審議資料を作成したのかを示す客観的資料はなかった。また、本件公益通報のあった平成23年度に受け付けた公益通報は562件であり、継続中の案件を含めて511件が同年度内に処理されたが、^L係長は、多数の案件を抱えていたため、本件公益通報当時の具体的な記憶が全くないと述べ、監察部の^M課長は、監察部

が扱っている案件数が非常に多いため、公益通報の処理の経緯が記憶に残らない旨述べ、当時の監察部の職員に本件公益通報の処理状況を説明できる職員はいなかった。

これに加え、監察部が委員会に提出する、委員会事務局の考えや審議結果の理由の案文等の作成経緯を資料として残す仕組みになっておらず、本件公益通報に関する審議資料作成の経緯を記すメモ等客観的資料は存在しなかった。たうえ、当時の作成経緯を説明できる職員もいなかった。このため、結局、
L
係長の指摘が、いかなる理由によって実施されず、調査が打ち切られたのかについても判明しなかった。

(2) 問題点

監察部においては、公益通報に関する判断過程を検証できるか否かは、たまたま職員が委員会事務局の考えや審議結果通知の案文作成等をはじめとする審議資料作成の経緯をメモ等の記録に残しているかという偶然の結果に左右されるという問題点がある。たとえ調査が困難であったり、迅速に公益通報調査を処理する必要性があったりしても、その処理手順や判断過程を客観的資料に残さないまま処理を終了してしまうと、後日、公益通報の処理手順や判断過程について、適切な処理や判断がなされたかについての検証ができない。

したがって、監察部においては、業務に携わった職員を明確にする体制を整えるとともに、総務部との協議の経緯、審議資料作成の経緯、委員会事務局の考えに至った経緯等について、後日、判断過程が検証できる程度の記録を残す必要があると考える。

5 委員会の審議について

(1) 認定事実

本件公益通報については、監察部から総務部に対して生徒からの聴き取りに

についての指摘があり、^I元指導主事は、生徒からの聴き取りを^H元校長に尋ねたが、^H元校長が拒絶したため、結局、生徒からの聴き取りは行わなかった。既に述べたとおり、^I元指導主事は、前記経緯を公益通報報告処理報告書のデータに記載せず^K元係長に提出し、同係長は、平成23年11月28日付報告書に前記経緯を記載せず監察部に提出した。そして、当外部監察チームが調査した限り、生徒からの聴き取りの必要性を認識していた^I元指導主事の指摘にもかかわらず、^H元校長が生徒からの聴き取りを拒絶したという調査経緯が監察部や委員会に伝達されたことは確認できない。

平成23年12月19日、監察部が作成した審議資料にもとづき、本件公益通報に関する審議が行われ、委員会は、委員会事務局の意見や案文どおり、「調査の範囲では証拠収集の限界があり、違法又は不適正な事実は確認できない」との理由で「勧告は行わない」と判断した。

なお、同日の審議において、本件公益通報について、いかなる審議がなされたか、いかなる経緯で「証拠収集の限界があり、違法又は不適正な事実は確認できない」との理由が付されたかについては、委員会の議事録（会議要旨）にその経緯が一切記載されていないこと、^N委員会委員長から当外部監察チームに対する調査協力が得られなかったこと、監察部の当時の職員に、本件公益通報にかかる審議について具体的な記憶を有する職員がいなかったことから、事実を認定することができなかった。

(2) 問題点

指導部高等学校教育担当は、直接の調査担当者である^H元校長から報告を受け、総務部に報告した。総務部は、指導部高等学校教育担当から報告を受けた内容を監察部に報告した。監察部が、総務部から提出された公益通報処理報告書に基づき、審議資料を作成し、委員会事務局の考えや審議結果の理由の案文等を作成して委員会に提出した。

このように、委員会には、指導部、総務部、監察部という複数の部署を通して学校現場における調査報告がなされ、学校現場の調査情報が伝聞過程で少しずつ変容し、また、情報が限定された形で委員会に報告された可能性が否定できない。

現に、本件公益通報について、生徒からの聴き取りの必要性を認識していた^I元指導主事の指摘にもかかわらず^H元校長が生徒からの聴き取りを拒絶したという調査経緯が、委員会に伝達されたことは確認できず、学校現場で行われた調査経緯が委員会に正確に伝達されているかにつき、客観的にみて疑問の余地がある。

また、委員会の審議の内容についても、議事録に残すという仕組みは採用されておらず、議事録には簡単な議事要旨が記載されるのみである。本件公益通報については、議事要旨として、「調査の結果、違法又は不適正な事実は確認できなかったため、勧告を行わずに処理を終了するもの」として本件公益通報が「市立高校の体罰」としてあがっているのみであり、その審議の内容は一切記載されておらず、そのこともあって、委員会の審議におけるやり取りや判断過程を検証することはできなかった。

6 小括

以上のとおり、本件公益通報に係る体罰が不問に付される結果を招いた一因は、本件公益通報調査に関し消極的態度をとった学校現場、学校現場に厳しい指導助言を行わなかった指導部高等学校教育担当にある。

また、公益通報調査を理由なく指導部高等学校教育担当及び学校現場に委ねた総務部、生徒からの聴き取りの必要性を指摘したにもかかわらず、その聴き取りを行わない理由を明らかにしないまま許容した監察部にもそれぞれ問題があると言わざるをえない。

さらに、前記認定事実を前提とすれば、学校現場における調査経緯が正確に伝達されないまま委員会が判断を行ったことになるが、その調査経緯が正確に委員会に

伝えられていれば、委員会が、生徒からの聴き取りについて別の判断に至り、本件高校の痛ましい事件を回避し得た可能性も否定できない。そうすると、学校現場の調査経緯が正確に伝達されないこのような仕組み自体にも問題があると言わざるをえない。

第5 結語

本件高校において平成24年12月に^A元教諭の暴力行為が要因となって生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が発生したが、教員委員会においては、これを真摯に受け止め、速やかに体罰根絶を実現しなければならない。

前記のように、体罰が禁止されているにもかかわらず、これが今日に至るまで根絶されていない根本的理由の一つは、体罰等が行われても、当該生徒及びその保護者が異を唱えない場合、これが顕在化しないままに処理されていることにあると考えられる。

そして、当該生徒及びその保護者が異を唱えないことには様々な要因があると考えられるので、異を唱えるよう促すことには困難を伴うと考えられるところ、体罰の根絶を早期に実現するためには、まずは、教員側において、本報告書第1項及び3項記載のとおり、学校現場におけるチェック機能が正常に機能する体制を速やかに整備するとともに、教育委員会において、現状、体罰が顕在化され難いという傾向があることを十二分に認識した上で、体罰事案に対して適切な処理を行う体制を整備する必要がある。

また、本報告書第2項記載のとおり、本件高校において認められた特殊事情は、体育系部活動が活発に行われる学校において、本件高校と同様の状況を発生させる構造的要因の一つになると考えられるため、前記体制の整備に際して特段の配慮を払う必要があると考える。

さらに、本報告書第4項記載のとおり、体罰等に関する公益通報は、前記体制が

未整備である現状においては、いわば最後の砦になっていると考えられるため、これまでの調査方法や仕組みを再検討し、速やかに改善策を講じることが必要である
と考える。

以 上